船橋市教育委員会会議6月定例会会議録

1. 日 時 令和2年6月18日(木)

開 会 午後 2時00分

閉 会 午後 3時29分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教育長 松本文化

委 員 鳥海正明

委 員 小島 千鶴

4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生

管理部長 大竹陽一郎

生涯学習部長 三澤 史子

生涯学習部参事兼文化課長 大屋 武彦

学務課長 日 高 祐一郎

総合教育センター所長 小林 英俊

大 野

築

青少年センター所長 入江浩二

西図書館長 柴 山 和香子

保健体育課主幹兼課長補佐 髙 橋 和 宏

5. 議題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第35号 令和3年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項につい

7

指導課長

議案第36号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について

議案第37号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

議案第38号 令和2年第1回船橋市議会臨時会の議案に対する意見聴取につい

て

議案第39号 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う小学校、中学校及び特別支援学校の令和2年度の授業時数確保のための対応の変更について

第3 臨時代理報告

報告第5号 新型コロナウイルス感染症対策に係る市立学校の臨時休業に伴う 市立学校の令和2年度の授業時数確保のための対応について

第4 報告事項

- (1) 今和2年第2回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 「船橋市いじめ防止基本方針(案)」の策定について
- (3) 令和2年度第56回船橋市中学校総合体育大会(夏季)中止について
- (4) 小・中・特別支援学校において中止が決定している行事等について
- (5) 船橋市文学賞の募集について
- (6) 「玉川旅館」閉館に伴う記録保存の実施について
- (7) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

5月13日に開催しました教育委員会会議5月定例会の会議録をお手元にお配りして ございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、4名の方より申出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人 入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されておりま す傍聴人の遵守事項について守っていただき傍聴されるようお願いいたします。遵守い ただけない場合には退室をお願いする場合もございますので、ご協力ください。

それでは議事に入りますが、先ほど事務局から、令和2年第1回船橋市議会臨時会の 議案に対する意見聴取についての議案及び新型コロナウイルス感染症対策による臨時休 業に伴う小学校、中学校及び特別支援学校の令和2年度の授業時数確保のための対応の 変更についての議案が追加議案として提出されましたので、船橋市教育委員会会議規則 第7条に基づき、本日の議事日程において、当議案を議案第38号、議案第39号とし て追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

また、議案第36号及び議案第37号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第38号については同規則第12条第1項第4号に、議案第39号については同規則第12条第1項第5号に該当しますので、非公開としたいと思います。

さらに、当該議案につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項7の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

それでは議事に入ります。

はじめに議案第35号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

議案第35号、令和3年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項についてご 説明いたします。

本冊の3ページからをご覧ください。

船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に、市立高等学校及び市立特別支援学校高 等部の生徒の募集並びに入学者選抜の大綱を決めること、また、船橋市立高等学校管理 規則第24条には、単位制による課程の第1年次生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示するとございます。

市立船橋高等学校は千葉県の公立学校の一つであるため、千葉県県立高等学校入学者 選抜要項に準じて選抜事務を進めているところでございますが、市立高等学校の入学者 選抜要項につきましては、6月中に千葉県教育委員会に報告し、その後、一部が千葉県 公立高等学校入学者選抜実施要項に掲載されることになりますので、本日の教育委員会 会議におきましてご審議をお願いいたします。

はじめに、千葉県の公立高等学校の入試制度は、昨年度から大きく変更されました。

1点目に、検査につきましては、昨年度までの前期選抜・後期選抜から、一般入学者 選抜となり、入試が一本化されました。検査の期日につきましては、7ページの5に示 しましたように、令和3年2月24日及び25日の2日間となります。

第1日目は、国語・数学・英語の3教科の学力検査のみを実施いたします。2日目につきましては、理科・社会の2教科の学力検査と、普通科は自己表現、商業化は自己表現と面接、体育課は適性検査を実施いたします。

2日目の自己表現とは、5ページの2の(2)に記載しております、市立船橋高等学校が期待する生徒像につきまして、出願の時点で自分がどの項目に該当するのかを自己申告しまして、実施いたします。この自己を表現するという検査方法は、人物に優れ、学習意欲に富み、目的意識を持って志願し、入学後は充実した高校生活を送ろうとする意欲ある生徒を確保することを目的としております。

体育課につきましては、適性検査として幾つかの運動種目から選択して実施いたします。

次に、令和3年度入試より追検査が導入されます。

7ページ及び8ページの7から9に示しております。これにつきましては、インフルエンザの罹患による発熱で別室での受験が困難であったり、やむを得ない理由で一般入学者選抜を受検できなかったりした場合の受検の機会となります。検査の期日は7ページの7の(3)に示したように、令和3年3月3日となります。

以上が昨年度までの入試制度から変更された要点となります。なお、入試選抜要項を 要約した募集要項につきましては、本市のホームページにも掲載する予定でございます。 以上でございます。ご審議をお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

【鎌田委員】

今、一番最後にお話のあった7ページの7番の追検査ですが、インフルエンザという ところに、今回の新型コロナについても一部適用するという考えでよろしいんでしょう か。

【指導課長】

そのように捉えております。

【教育長】

ほかに何かございますでしょうか。

【佐藤委員】

今のことで考えると、例えば24日、25日で受けられなくて、その追検査の日が3日という、この期間で新型コロナの場合は大丈夫なのかなという気になるんですけど、そこら辺はどうでしょう。

【指導課長】

そのようなことも想定はされるかなと思っております。これについては、まだ不明で すので、確認させてください。

【教育長】

ほかに何か。大きく今回変わるということで、追試験があるということですけれども。 よろしいですか。

【佐藤委員】

これは多分県立学校もみんなそうだと思うんですけれども、なかなか3年生も授業ができない状況が続いた中での今度の受験ということで、試験の内容はどういう方向でいくのかというのを確認させてください。

【指導課長】

直近の報道によりますと、試験問題の範囲については縮小する方向という報道はありましたけれども、詳細につきましては、この後また示されるかなと考えております。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【鳥海委員】

今後、特に最近の感染症については分からないところが多いかと思うんですが、分からないからどうするというスタンスだけ、きちっと船橋市としては決めておくべきであると思います。恐らく、入学試験のときと第2波、3波が重なってしまうということは十分に想定しなければいけないことで、これは市立船橋高校以外でも、全ての学校が相当大変な思いをすることになると思います。

そのときにどれだけ想定をしていてどれだけ柔軟性があるかということが、不運にもそういうことに見舞われたけれども、本来やる気のある、とりたい学生さんを受け入れることができるかということによると思うので、場所の確保とか人員の確保とか、柔軟に不遇な学生さんにチャンスを与えられる準備をしておいてくださいというお願いをします。精いっぱい、ほかよりも1日ぐらい多いぐらいの、それぐらいのものが欲しいかなと思います。

【指導課長】

ご助言ありがとうございます。参考にいたしまして、状況に応じて常々変わっていく と思いますので、そういったところも踏まえてまた検討していきたいと思います。

【教育長】

ほかにいかがですか。

それでは、議案第35号、令和3年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項 についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第35号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第5号について、指導課、報告願います。

【指導課長】

報告第5号、新型コロナウイルス感染症対策に係る市立学校の臨時休業に伴う市立学校の令和2年度の授業時数確保のための対応について、ご報告いたします。

本冊の15ページからをご覧ください。

16ページにお示ししたとおり、休業日を授業日とすることで、新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業により不足した授業時数の確保を行います。

本案は、5月13日の教育委員会会議後の新型コロナウイルス対応状況報告の場で、6月1日に学校再開された場合という条件付きで報告させていただいていた案が、5月22日に開催されました船橋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、6月1日学校再開の最終決定が承認されたため、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理による決を得たものであることを申し添えます。

なお、校長は事前に教育委員会の承認を受け、休業日を授業日とすることができると 会議規則に定められておりますが、本件はあらかじめ教育委員会と校長会で協議の上、 統一して授業日を決めたものであるため、教育委員会の承認をしたとみなすものとした ことを、併せてご報告いたします。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鳥海委員】

もうちょっと休みをあげたいなという気もするんですけれども、これは致し方ないかなと思います。

また、中長期休まざるを得なかったときに、恐らく必要時間数を文科省が減らしてき たりとか、いろいろな方法が出てきて、それに迎合しますということをいかにも船橋市 はやりそうなんですけれども、決してそれも悪くはないと思いますが、船橋市としては こういう場合どうするんだという考えをきちっと持っておく必要はあるかと思います。 そのときに、どこまでが法律で縛られている時間数で、これをどういう形であれば代替 できるかというのが必ずあるはずなので、それをフルに活用した上で、子どもたちに無 理がないように、きちっと進級ができるために、幾つかの方法を用意しておいていただ きたいと思います。その方法は、もちろん市区、国あるいは県の方針と多少の差異があ るかもしれませんけれども、こちらにある程度考えがあれば、実現しやすいと思います。 何の準備もなく、6月1日から学校開始ということを前提で始めて、それでやっていま す、何かあったときにまた上に、「ははー」と言わなきゃいけないんだったら、教育委 員会の仕事の半分は要らないですから、きちっとした方向を一生懸命ひねりながら、幾 つかのバージョンを、もう何が何でも子どもたち中心にというスタンスでのバージョン を、仮に、ほかが言ってきたものと違いがあったならば、もうその違いは、船橋市は子 ども寄りだったからこれだけ違ったんだということが言えるぐらいの、そういったもの をつくりましょう。

【指導課長】

ご指摘どうもありがとうございます。この間につきましても、文部科学省を踏まえて、また県からということで、教育課程の工夫、そういったところについては示されてきているところではあります。指導課といたしましても、そういった通知文等を参考にしながら、やはり子どもたちの安全、健康を第一に考えた教育課程、そういったところをどのように編成していったらいいかとか、そういったところについては、タイムリーに学校現場にも通知しながらやっていきたいと考えております。どうもありがとうございます。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【佐藤委員】

本当に大変なことで、やはり学校というところは学習するところなので、それを何と か遅れを取り戻すための時間の確保だとは思うんですけれども。

同時に、夏を考えると健康管理がすごく大変だと思いますので、一応そこの部分と、 あと特に低学年の児童の通学がすごく心配だなということがあります。スクールガード 等の人たちと、スクールガードの本人も心配ですけども、協力しながらやっていただけ るような体制を、地域と一緒になってとっていただければなと思います。よろしくお願 いします。要望です。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかに。

【鎌田委員】

私も確認なんですけれども、ここで言う授業は基本的に対面の授業ということで、万が一の状況次第では、鳥海委員がおっしゃったようにオンデマンドに変更とかということもあり得るということなんでしょうか。それとも、これまでのオンデマンド、オンラインをカバーするために、対面は少なくともこれだけは確保したいということなんでしょうか。

【指導課長】

6月1日からの再開としたところで、まず授業のやり方等につきましては事前にこちらから示させていただきまして、当面の間は、グループ学習とかそういったところは控えるということで、ですから、今のところ担任が説明をし、子どもたちは前を見てとい

うところでの授業を今行っているところであります。

【学校教育部長】

様々なご意見頂きましてありがとうございます。6月1日再開というところで、5月の段階でこのような形で授業をやらせていただくということであったんですけれども、実は議案の第39号で追加議案を出させていただいて、これについて5月の段階でこのような日程でやるということで出させていただいて、そのときに、今後検討して変更もあり得るということでこれを出させていただいておりますので、また現在検討したことについて、議案第39号のほうではまたご説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【教育長】

それでは、続きまして報告事項に入ります。 報告事項1について、管理部、報告願います。

【管理部長】

それでは、報告事項1、令和2年第2回船橋市市議会定例会についてご報告いたします。

別冊2の1ページをご覧ください。

まず会期でございます。令和2年5月22日に開会いたしましたが、新型コロナウイルス感染防止にも配慮し、一般質問を行わないこととされまして、予定されていた期間が短縮され、6月10日までの20日間での開催となりました。

次に、(2)教育委員会に関連する議案等でございます。

まず、議案第3号、令和2年度船橋市一般会計補正予算です。こちらにつきましては、 国が示すGIGAスクール構想の実現に向けまして、ICT機器整備のための予算でご ざいます。

続いて、議案第15号、専決処分の承認を求めることについて。これも令和2年度船橋市一般会計補正予算分になりますけれども、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として臨時休校時などに、家庭において学習ドリルソフト等が活用できるようにするため、通信環境の整っていないご家庭に対するタブレットの貸出し及び通信環境の整備に係る経費について、議会の承認を求めたものでございます。

また、教育委員会に関連する陳情がご覧のとおり4件ございました。

(3) につきましては、その議案等に対する主な質問事項等でございます。この市長提案の議案及び新型コロナウイルス感染症対策について、船橋市がこれまで取り組んできたことについての、市長からの行政報告がございました。こちらについての質疑が行われまして、5月28日、29日の2日間、17人の議員よりご質問がございました。

その概要につきましては1ページから4ページに整理してございますので、そちらをご 覧いただければと思います。ご不明な点につきましては、後ほどご質問頂ければと思い ます。

次に、4ページ、(4)各委員会及び本会議の採決結果でございます。

最初に議案でございます。議案第3号、こちらにつきましては予算決算委員会、また本会議におきましても賛成多数で可決に至りました。

次に、議案第15号、専決処分の部分でございますけれども、こちらにつきましては 予算決算委員会、本会議とも全会一致で承認いただきました。

次に、陳情でございます。議案第21号及び議案第22号でございますが、こちらは 文教委員会で全会一致、本会議でも同様に全会一致で採決されました。なお、この2つ の陳情の内容につきましては、船橋市議会から国の関係大臣宛の意見書として発議案が 提出されまして、こちらにつきましても全会一致で可決されましたことを申し添えさせ ていただきます。

続きまして、議案第23号につきましては、文教委員会及び本会議で、賛成少数で不 採択と決しました。

陳情第24号につきましては、文教委員会、それから本会議においても全会一致で不 採択となりました。

報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいた します。

【佐藤委員】

この4月の議会はコロナのことで一色だったとは思うんですけども、これを見ても、いわゆるオンライン授業に関する質問が随分出ているかと思います。小学校6年生と中学校3年生に貸出しをして、それから先どのようなことができるのかというのが、多分議員の人たちも我々もまだ分からない部分が多いんですけども、指導、教育するのはかなり大変な思いをしているんじゃないかなとは思います。

いろいろな可能性が逆にあるだけに、いろいろな質問が出てくる、いろいろな考えを 持つ人が多いということを感じているところです。私のところにもいろいろな話が入っ てきたりしています。

ぜひお願いをしたいのは、本当に今、必要性があって絶対やらなければいけないことは何かということだけを、ちゃんと見極めていただければなと思います。あれもできる、これもできるみたいなことになっちゃうと、逆に何もできなくなっちゃう可能性があるので、一つ一つでいいと思います。本当に急なことなので、あんまり手を広げてしまう

と難しいと思いますので、そこら辺はよろしくお願いしたいと思います。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかに。

小島委員。

【小島委員】

同じくオンラインの活用という、子どもと教員との間というのは意見もいろいろ出ているところでもあるので、一つ一つどういうものが適切なのか考えていただくという形になると思います。逆に教員同士の情報共有の仕方として、今までだと、学校で、職場で意思共有、意思疎通を図っていたという形になるんですけど、コロナの関係で何かその部分について変化があったというような報告あれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

【総合教育センター所長】

ご報告をいたします。教員間でも集合すること、集まることができませんでしたので、 オンライン会議システムを使いまして、集合せずに会議をしたり自宅等で会議をしたり ということを行っていたと報告を受けております。

以上でございます。

【教育長】

ほかにどうでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項2について、指導課、報告願います。

【指導課長】

船橋市いじめ防止基本方針策定についてご説明いたします。

別冊の2、5ページからご覧ください。

まず、船橋市のいじめ防止基本方針を策定するに至った経緯ですが、平成25年に国が出したいじめ防止対策推進法、これを受けまして、教育委員会といたしまして平成25年11月にいじめ防止対策推進提要、こちらを策定し、いじめ防止等の指針とし、取組を進めてきているところであります。

また、平成29年3月の国のいじめ防止基本方針等の改定に加えまして、近年本市で もいじめの重大事態が発生してることも踏まえまして、改めていじめ防止の取組みの再 検討、こちらのところが必要となってきているというふうに考えております。そのことを踏まえまして、船橋市及び教育委員会といたしまして、地域、関係機関等と連携を密にしながら、いじめ防止の対策を総合的かつ包括的に推進するために、いじめ防止対策推進法第12条の規定を踏まえまして、船橋市いじめ防止基本方針を策定するに至りました。

進捗状況でございます。現在、指導課、学務課、保健体育課、総合教育センター、青 少年センターの担当者を策定委員として会議を重ねまして、法務課との協議も経て、本 日お配りいたしました素案を作成したところであります。

今後、副市長、市長への報告説明、文教委員会への報告説明、またパブリックコメントの実施等を経て、その後教育委員会会議に議案として提出させていただき、議決をもって策定する予定でございます。

本日お配りしました船橋市いじめ防止基本方針は、国・県のいじめ防止基本方針を参 酌し、市民に向けなるべく分かりやすい表現で、船橋市のいじめの防止に関する考え方、 取組等が伝わるように4章に分けて構成しております。つきましては、ご覧になってい ただき、お気づきの点がございましたらお知らせしていただければと思います。

以上で、船橋市いじめ防止基本方針についての報告を終わります。よろしくお願いい たします。

【教育長】

ただいま報告がありましたけど、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

【鎌田委員】

いじめの定義というのが2ページに載っていますけれども、それは国が大体決めている定義なのか船橋で決めているのかという中で、「一定の人間関係にある」というところを解説しているのが同じ2ページの④のところで、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団、この辺になると大人も入ってきますけれども、定義を見ると、子ども対子ども、児童生徒対児童生徒と読めるんですけれども、一定の人間関係にというところになると、先生を含め大人も入ってくるような構図になっているんですが、こういうところってどうやって理解をしたらいいのかなというのが、ちょっと分かりにくいのかなと思いました。感想です。

すいません、もし解説があれば教えてください。

【指導課長】

まず、いじめの定義につきましては、国の法の第2条にのっとってここにお示しいた

しました。基本的にここでのいじめ基本方針につきましては、児童生徒同士というとこ るを想定して考えております。

以上でございます。

【鎌田委員】

周辺に大人が関係していますよね。だから、分かりやすく言うと、大人対児童生徒というのは直接のいじめではないから除外するという考えなんですか。あくまでも児童生徒対児童生徒の中に大人がいるという考えなんでしょうか。

【指導課長】

今委員がおっしゃったとおりで、基本的には児童生徒同士というところでありますけれども、ただ、この間いろいろなケースがございまして、そこにやはり大人が絡んできたりとか、そういったところもございます。そこのところについては、きちんと関係機関等とも相談をしながらというところで、対応していかなくてはいけないかなというところで考えております。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【鳥海委員】

定義が誰が考えたものなのか分からないんですけれど、非常に脆弱だなという気がします。いじめをいじめと認定し、是正していく基本となる定義であると思うんですけれども、難しい。もう少し気の利いた定義ってないのかなと。鎌田先生の本音はそれだったと思うんですね。そのまま持ってきてしまったのはどうなのかなという。まさにそうだと思うんですけれども。

だからといって、すばらしい定義をひねり出せる能力は私は持っていないんですけど、 ただ、少なくとも教員が生徒に対して、これに当てはまる、普通に違和感を感じるとい うことって多々あるだろうことは、言葉も行為も教育上あってしかるべきだろうと思い ますね。

だけれども、それが道徳、正義にもとるものなのか、それに基づくそれの実践のためなのか、道義的配慮なのかということというのは、すごく大きいと思うんですね。ですから、こういうのって結果よりもその理由のほうがとても大切で、人がときに傷つくときにも、大切なのはそちらで、世間が何と言おうと教育現場ではそこをとにかく最重要視しなければいけないはずなのに、そこに一歩も触れていないんですね。

例えばですよ、君はどうしてそんな人の3倍も努力をするんだ、勉強をするんだと先 生が尋ねたら、僕は大した人間じゃないけれども、人の役に立つ大人になりたいんだと。 だから対して才能もないけれども、人の役に立ちたいと思ったら3倍じゃまだ足りないんですと努力しているやつがいたら、本当に肩をもみたくなりますよね、そういう青年のね。だけど、君はどうして3倍努力するんだといって尋ねたら、いやいや、こいつらを奴隷にするためですよと言ったら、3倍努力している主席のやつも水かけたくなりますよね。

だから、同じ3倍努力していい結果を残しているというものであっても、教育の現場であれば、世の中に結果主義たくさんありますよ、でも、少なくとも教育の現場であれば、大切にしなければいけないところってあるじゃないですか。そこが定義から抜けているんですよね。

それで、こういうのだったら恐らく厳しい措置も難しいでしょうし、要望もどうするんですかというふうになって、先生はどんどん弱腰になっていって、この年齢で身につけるべきものを身につけられないまま、無責任と言われても致し方ないような時の過ごし方をさせてしまっているケースは多々あるかと思うし、その一方で、実際にはいじめとかそういったことは減っていないということを考えたら、その反省に基づいて策定されているものなのかどうかということを考えると、どうかなと。これで済めば楽だよなという感じなので、本当は時間をかけてでも出さなければいけないものなんだと思います。これも成長させましょうよ、もう。熟成させていくとか考え直すということをしなきゃいけないと思います。

【指導課長】

ご指摘ありがとうございます。この基本方針につきましては、提要というものが船橋は、先ほど説明させていただきましたとおり策定いたしまして、それに基づいてということで、今委員がお話ししたとおり随時状況等が変わってきておりますので、それに基づいてということで、そういうようなところを踏まえてこの方針、再度また確認していきたいと思っております。

以上です。

【教育長】

ほかにございますでしょうか。

それでは、続きまして報告事項3について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課主幹】

それでは、本冊17ページをご覧ください。

毎年夏季に行われております船橋市中学校総合体育大会についてご報告いたします。 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、学校教育活動全般にわたり様々な影響が出 ている中、船橋市中学校総合体育大会の上位大会に当たる全国中学校体育大会については4月28日に、関東中学校体育大会については5月7日に、千葉県中学校総合体育大会については5月15日に、相次いで中止を決定いたしました。

上位大会の中止決定とは別に、市ごとの大会開催について、船橋市小中学校体育連盟等と慎重に検討いたしましたが、生徒の体力低下によるけが、熱中症の発症はもとより、大会会場や公共交通機関での移動に伴う密閉、密集、密接状態の発生を含め、選手、役員、保護者をはじめとする大会関係者の健康・安全が確保できない状況であるため、本年度の船橋市総合体育大会(夏季の部)の中止を決定いたしました。

なお、毎年10月に行われております船橋市総合体育大会(駅伝の部)及び令和2年 度船橋市中学校新人体育大会の開催については、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

【教育長】

以上報告ありましたが、何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

【佐藤委員】

中学校の総体というのは、オリンピックみたいなイメージで、親でも応援に行っていましたし、自分たち自身もそこに向けてやっていくという。私は関東大会まで行ったんですけども、そういうこともあったので、人生のすごく大きな、特に中学校3年生にとってはとても大きいことだと思うんです。それが高校も含めてなくなってしまうということで、もちろん、先ほど学校は学習する場だとは言いましたけども、人生の中で何かを残してあげたいなという気がしますので、何から何まで学校の先生にお願いするのは心苦しいところではありますけども、協会の人たちともいろいろ相談をしてもらいながら、何かできることがあったらいいなとは思います。どうかよろしくお願いします。要望です。

【保健体育課主幹】

小中学校体育連盟のほうとも相談いたしまして、大会のほうは中止になってしまった んですが、3年間部活動を続けてきた子に表彰状のようなものを、小中学校体育連盟に より準備しまして、各学校の生徒たちに配付しようと考えております。

以上でございます。

【教育長】

何かありますでしょうか。 よろしいですか。 続きまして、報告事項4から報告事項6について、定例の報告事項であるため、説明 を省略したいと思いますけれども、これについて何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

もしまた何かあったら、後で委員から聞いてください。

続きまして、報告事項7、その他で何か報告したいことがある方はいらっしゃいますか。

【生涯学習部長】

生涯学習部でございます。本日机に置かせていただいた資料の右上に、生涯学習部と 書かれている表形式の資料、クリップ止めしているものなんですけれども、こちらをちょっとご覧いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響で閉鎖していた公共施設の再開に関して、ご報告を させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

緊急事態宣言などもあり、大体2月の末ぐらいから閉じていた公共施設でございますけれども、6月に入りまして、順次開館が始まってございます。今までの経緯とこれからの予定ということで、簡単にお話をさせていただきたいと思います。

まず、最初のところのグループで、博物館・図書館等のところでございます。図書館につきましては、6月1日から臨時窓口という形で、予約されていた本の貸出しと返却を行うような形でサービスをスタートさせました。そして、6月8日から閲覧席や学習席は使えない形で、館内に入って本を選んでいただくようなことができるようなサービスを再開してございます。

そして、この閲覧席や学習席につきましては、6月下旬以降、これは現在6月30日を予定しておりますけれども、6月30日から、席を間引いた形でお使いいただけるような形で再開していく予定でございます。

同じく図書館に近いもので市民図書室、こちらは6月1日から利用を開始しております。

3つ下の公民館図書室でございますが、こちらも6月1日から臨時窓口を再開し、中に入って本を選んでいただくようなサービスについては、6月16日、こちら公民館を再開した期日から利用を再開してございます。閲覧席については、同じく6月30日からと考えてございます。

そして、この区分けの中でもう一つのグループ、博物館でございますが、郷土資料館と飛ノ台史跡公園博物館につきましては、6月1日から再開をしております。そして、市民ギャラリーにつきましては6月15日から全館開館ということで、6月1日からは事務室機能のみを再開しておりました。

ここでちょっと脱線するんですが、このクリップ止めの一番最後のところに、こちらのチラシを掲げさせていただいてございます。四つ葉のクローバープロジェクトという

ものがございます。ちょっとだけご案内をさせてください。

こちらなんですけれども、「四つ葉のクローバープロジェクト」と題しまして、このコロナの間に学校が休みになっていたり、ステイホームの日々が続いていたりという中で、子どもたちや、また大人も含めてですけれども、いろいろなことを感じた、その言葉にならない思いですとか不安ですとか希望ですとか、あるいは医療関係者への感謝ですとか、そういったものを絵にしましょうということでプロジェクトを、文化課と、あと学校の美術の先生方と、あと市民ギャラリーの指定管理者である文化スポーツ公社が一緒に、このプロジェクトを行いました。

そして、6月15日から集まった絵を、市民ギャラリーの再開記念企画みたいな形で展示を行っております。本日現在、2,115点が展示されてございますので、このコロナを通して子どもたちが感じた思いということで、もしお時間がありましたらばお運びいただければと思って、ご案内させていただきました。申し訳ございません。

そんな形で、先ほどの表に戻ってまいりますが、市民ギャラリーは6月15日からということになっております。

その下のグループでございます。劇場・音楽堂でございます。文化ホールやきららは 6月15日から営業を再開という形になっておりますが、現在のところ、全部キャンセルが入っておりまして、6月は実質上は皆様、この間練習や準備も行えていなかったため、発表を行えるような状態ではなかったということが大きいと思うんですけれども、6月はキャンセルになってしまっております。

そして、その下の総合教育センター(プラネタリウム)ですけれども、こちらは6月6日から再開をしておりまして、学習投影は6月16日から再開という形になっております。

次のページをお願いいたします。

こちらは公民館などの集会施設についてでございます。公民館につきましては、集会室などが6月15日から、マスクの着用や手洗い、手指消毒ですとか、あるいは人数制限みたいなこともした中で、再開がされております。

同じく、茶華道センター、青少年会館も6月15日から同じように事業を再開しております。視聴覚センターにつきましては少し早くて、6月1日からという形で事業を再開しております。

一番下のところにいっていただきまして、青少年キャンプ場でございます。こちらは 6月1日から再開をしておりますが、日帰り利用のみということで、宿泊についてはも うしばらく見合わせという形になってございます。

次のページをお願いいたします。

社会体育施設ですけれども、大きく屋外と屋内に分けて考えてございます。上のほう、 屋外の社会体育施設でございますが、こちらは6月1日から基本的に再開をしておりま す。ただ、その中の一番下の学校開放の枠組みで行っている運動場や学校ナイターにつ きましては、学校の部活動が再開する6月15日に合わせて、こちらは再開ということで、一足遅れての再開となりました。

そして、社会体育施設の中の屋内でございます。運動公園の体育館ですとかアリーナだとか、こういったものは6月15日から営業を再開しております。

学校開放の屋内なんですけれども、こちらにつきましては、ほかの体育館などと違って学校のほうで、万が一にも外から来た人がコロナを持ち込んでしまってはというような不安もあったりですとか、あと夜の体育館を使った後での消毒をきちんと行えたかを確認するすべがないということもあって、しばらくこの再開は未定ということになっております。

ただ、この学校開放の枠組みでやっているものの中に実質的には部活動と同じような 形なんですけれども、社会体育の枠組みでやっている子どもたちの活動というものがご ざいます。例えば、ある学校はミニバスケットが、男子は部活動なんですけど、女子は 社会体育の枠組みでやっているということがございますので、そういった子どもたち主 体の活動だけは7月1日以降できるようにするということで、現在調整をとっていると ころでございます。

一番下の一宮少年自然の家でございます。こちらも再開時期は未定ということになっておりますが、現在、7月11日からの再開ということで調整をとっているところでございます。こちらも人数制限ですとか、様々な活動内容の制限を行った上での、安全を期しての利用ということになってまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】

今報告ありましたけど、何かもしご質問ありましたらお願いいたします。

【鎌田委員】

質問ではないですけども、四つ葉のクローバープロジェクト、大変いいかなと思います。特に美術館の課題ということだけではなくて、ここに書いてありますように、言葉にならない思い、誰かに伝えたい思いなど、子どもたちの今の気持ちの深層を探る上でも、すごく重要な企画かなと思いました。頑張ってください。私も見に行きます。

【教育長】

一般の方もかなり出していただいて。 ほかに何かありますか。

【佐藤委員】

スポーツ施設の件でお伺いしたいんですけども、屋外の施設は利用人数の制限はなしということでしょうか。屋内の利用人数の制限があるということですけども、スポーツの種類によって制限をするとかそういうことなのか、ちょっとお伺いできればと思うんですけど。

【生涯学習部長】

まず、屋外につきましては、普通に屋外でスポーツをしていただく分には密になるということが想定しにくいので、利用人数の制限というのはございません。ただ、コンタクトスポーツなどは注意していただくということで、ラグビーのタックルを組むだとかそういうようなことについては、いましばらくはご遠慮いただくという形でご案内をしております。

屋内のほうなんですけれども、屋内も普通の体育館などは、実は人と人との距離を1. 5メートル空けるということで、1人当たりの面積を2.25平米ということで、公民 館などは集会室の新しい定員を定めているんですけれども、体育館などでこの計算をし ますと、普段お使いいただく人数よりもずっと多い人数を入れられてしまうんですね。

ですから、この考え方では、屋内の体育館については利用制限、人数制限はしておりません。ただ、ここに書かせていただいたのは、トレーニング室ですとか、あとは更衣室みたいなところ、プール、そういうようなところについては密になってしまう状況というのが生じてしまいますので、そういうところについては人数制限などをさせていただいているということでございます。スポーツの競技によってということではございません。

【佐藤委員】

私も知り合いの話なのであれですけど、やはりスポーツを見ている人が、一緒に人が 集まっている感じで見えると、いわゆる自主警察というんでしょうか、文句が来るとい うことが言われています。そうしたことを、注意しながらもやっている人たちだとは思 うんですけども、見た目と感じ方が違う人がいるということもあって、何かきっちり決 められたものがあるのかなと思ったので、聞いてみました。

追加でいいですか。

市民文化ホールとかきららホールとか、今は入っていないということだとは思うんですけども、今後入った場合に、観客が少ないので、いわゆる収益を上げたい人たちがいるはずなんですけども、収益を上げる人たちがなかなか収益が上げられなくなる中で、インターネット配信とかでチケットを売っていくというようなことは考えてはいないでしょうか。

【生涯学習部長】

ご質問ありがとうございます。文化ホールやきららにつきましては、ホールの利用定員というのが、国が移行期間における考え方を出しておりまして、それに基づきますと、6月18日本日までは上限が100人で、明日から7月9日までは上限が1,000人か収容率50%以内ということになっておりますので、文化ホールについては、しばらくの間は収容率の2分の1の500人という形で運営していくことになります。きららについても、半分の132人ということで運営していくことになります。

そういった中で、ご心配のように、興業的なもので影響を受ける方々がどのくらいいるのかということで検証したんですけれども、文化ホールの場合には、やはりメインは発表会ですとか学校の吹奏楽部の演奏会ですとか、そういう日頃の活動の成果を市民が発表するという形のものでございまして、興業は去年の実績からすると、一月に1個とか2個とかというような形でございまして、あまり大きな影響がないのかなというふうには考えております。

なお、文化ホールの主催事業については、当面キャンセルという形になっております。 あと、オンラインなどについては、そういう設備をこちらでご用意してという形には なっていないんですけれども、当然のことながら、そういう配信をしたいという方たち がいらっしゃれば、ご協力をしてまいることはできるのかなと思っております。

【佐藤委員】

そしたら、文化ホールを借りました、お客さんは少ないですけども、ウェブで配信を して、自分たちがウェブで配信したものに対して収益を得た場合には、問題ないという ことですか。

【生涯学習部長】

はい。基本的には問題ないと思うんですけれども、文化ホールの利用料金が興業目的の場合というのが、少し普通よりも高くなりますので、ウェブ配信で収益を得ることを目的とした事業の場合には、そちらの分類に入ってくる可能性がございます。

【教育長】

ほかに何かございますでしょうか。

ないようですので、それでは続きまして、先ほど非公開と決しました議案第36号から議案第39号の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人 退場)

【教育長】

それでは、議案第36号について、西図書館、説明願います。

議案第36号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、西図書館長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第37号について、青少年センター、説明願います。

議案第37号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は、青少年センター所長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第38号について、保健体育課、説明願います。

【保健体育課主幹】

保健体育課より、令和2年度一般会計補正予算について説明いたします。

補正予算資料、別冊3の18ページをご覧ください。

今回、保健体育課で補正予算として計上しておりますのは、夏季の給食調理場における熱中症対策のため、市内小・中学校、特別支援学校の給食調理場にスポットクーラーを設置するための経費です。各校3台までの設置を予定しており、小・中、特別支援学校総額で5,166万円となっております。

なお、本事業は国の令和2年度第2次補正予算により、学校再開に伴う感染症対策、 学習保障の支援経費として国の財政措置が見込まれておりますので、経費の2分の1相 当を国庫補助金として歳入予算に計上しております。

残りの2分の1については、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の活用が可能な事業と考えておりますが、臨時交付金については交付限度額が示されておらず、現時点では確定できないため、予算には反映しておりません。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたけど、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【鳥海委員】

給食の調理場の劣悪な環境については本当に憂えているところだったんですけど、広いですし、エアコンというとそこそこの予算が必要で、そこが障壁になっていたと思うんですけれども、このスポットクーラーという形でも、一歩でも前向きなことをやったのは非常にうれしいですよね。

なので、多分、調理場の方たちも何か教育委員会が動いてくれたら、また元気が出ま すし、ついでに小さな予算かもしれませんけど、扇風機でもいいですから、何か所かに やって、扇風機なんて何千円で買えるものじゃないですか。 2個ぐらいあったほうがいいのかなと思うんですけど、子どもたちを守るためでもありますし、職員を守るためでもあるので、予算がないから何もしないということから150歩ぐらい進んだような気がして、大変うれしいです。 こういった安いものでも、結構涼しいですし、調理されている方の近くに置いて差し上げるというだけでも、食の安全を守るということにつながるかと思います。

たまに給食からビニール出てきたりするじゃないですか。もうしようがないだろうと、これだけぼーっとしてたらと思うような状況なんですね。あってはならないことだけれども、誰も責めることできないなという状態だったと思うんですけど、こういうのをちょっと、せめてこれだけでもというのは大好きですので、とてもうれしいです。

【教育長】

扇風機ってないの、今。調理室って、扇風機も置いていないのですか。

【保健体育課主幹】

扇風機につきましては、今回こういう形でスポットクーラーということでやったんですけれども、扇風機の場合ですと、風が広がる範囲が広いこともありまして、それで逆に中で異物とかほこりとかが舞うという、そういう心配もありますので、その部分については、やはり懸念がありました。

今回の場合、スポットクーラーという局所的にということでございますので、その部分についてはこのスポットクーラーが解消してくれるのかなと考えております。

【鳥海委員】

首振らなきゃいいんですよね。暑い場所って決まっているので、この人かわいそうというのが、職場巡視をすれば見てすぐ分かる。マスクして、もう本当に地獄だろうなという方に向けてやる。その人以外にも風は舞うんですけど、ことコロナに関しては空気を動かせ、空気を止めるなと言っているので、ちょうどいいんじゃないかなと。本当に皆さん、終わった後、水で流して、ほこりなんかないですよ。給食室って本当にお疲れの中、最後は、水できれいにしているなといつも感心するんです。なので、空気を流すべきですし、扇風機でいいじゃない、次は。

ただ第一歩はすばらしいので、扇風機ぐらいいいじゃないと思ってしまいます。

【教育長】

でも、本当にあんなにきれいなところはないと思います。

【鳥海委員】

本当にすばらしいと思います。

【教育長】

でも、休憩室って冷房はあるんですか。

【保健体育課主幹】

休憩室は冷房がきいておりますので、調理の合い間ですとかそういうところでは休憩 をとっていただきながら、一瞬冷やしていただいてということはしております。

【教育長】

扇風機も考えてみてください。

それでは、議案第38号、令和2年第1回船橋市議会臨時会の議案に対する意見聴取 についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第38号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第39号について、指導課、説明願います。

議案第39号「新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う小学校、中学校 及び特別支援学校の令和2年度の授業時数確保のための対応の変更について」は、指導 課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。

長い間、ありがとうございました。

午後3時29分閉会

令和2年6月18日